



金型取引ガイドライン (Ver.3)

2026年1月から「下請法」が
「取適法」に改正版

金型特有の取引に特化したガイドライン

一般社団法人日本金型工業会
経 営 労 務 委 員 会
金 型 取 引 改 善 分 科 会

ガイドラインの目的

- 金型取引特有の実務課題に対応することに特化したガイドラインです
- 一般的製造委託取引については、「中小受託取引適正化法(取適法)」等をご参照ください
- 本ガイドラインは法律の解説書ではなく、発注者・受注者双方がパートナーシップとして良好な関係を構築するための指針となるものです
- 本ガイドラインは取引改善を目的としたものであり、法的拘束力を持つものではありません

★ 以下に関する詳細説明・法的根拠などは次ページ以降をご参照下さい

1 金型代金の支払

- (1) 支払期日の起算日は「検収日」ではなく「納品日」です
納品日とは、金型の移動を伴う場合は発注者側が金型を受領した日、伴わない場合は試作品を受領した日です
- (2) 前金払いを推奨します(例: 契約時30%、設計完了30%、納品時残額)
※前払い金の支払いについて、所有権の扱いを考慮しても、会計・税務上は問題なく処理できますので、まずは専門家にご相談ください
- (3) 取適法の対象取引では代金支払手段として手形を交付することは禁止されています

2 金型図面・加工データ(知的財産)

- (1) 所有権は作成者(受注者)に帰属します
- (2) 金型製造委託の場合は、金型のみ納品となります
- (3) 発注者には不要な知的財産なので、秘密保持の観点から通常は譲渡を求めません
- (4) 保守用途に限り、有償譲渡もあり得ます
- (5) 保守用途の場合は、必要最小限の情報に限られます
- (6) 例外的に全データを譲渡される場合は有償であり、無償・低額譲渡はできません
- (7) 金型本体と同等の価値がある知的財産です
- (8) 第三者への漏洩・譲渡はできません

3 秘密保持契約(NDA)

- (1) 取引開始(相談)時に締結することが望ましいです
- (2) 受注者のみが義務を負う片務契約は認められません

4 金型見積もり

【注意】金型見積もりを否定するものではなく、適正価格での取引を目指すための重要な手段としてのお願いです

- (1) 発注意思のある案件のみ依頼してください
- (2) 無償見積もりの乱用は避けてください
- (3) 値下げ交渉目的のみでの依頼はしないでください
- (4) 受注者フォーマットを尊重してください
- (5) 見積書の情報を第三者に漏洩してはいけません

5 改造・修理・メンテナンス・設計変更

- (1) 改造: 完成後に部分的に仕様変更等により成形品・鋳造品を修正することを指します
- (2) 修理: 使用中に発注者起因の破損・不具合を復旧することを指します
- (3) メンテナンス: 機能維持のための清掃・点検・保守等を指します
- (4) 設計変更: 契約後に最終メーカーの設計を変更することを指します
- (5) 上記、改造・修理・メンテナンス・設計変更に関しては、発注者側の要望の場合は、その費用は発注者に負担して頂きます
- (6) 事前に概算見積(追加精算あり)を交わしてから着手させて頂きます

6 補足

- (1) 案件ごとに契約書・関連法規を必ず確認してください
- (2) 必要に応じて法務専門家に相談してください

1 金型代金の支払

(1) 代金支払期日の起算日は納品日(検収日ではない)

■ 支払期日を定める義務と支払遅延の禁止

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取適法)では、検収(検査)をするかどうかを問わず、納品日(受領日)から60日以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めることが委託事業者の義務とされており(取適法第3条第1項)、製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないことは禁止されています(取適法第5条第1項第2号)。

納品日(受領日)とは、金型の移動を伴う場合は発注者側が金型を受領した日、伴わない場合は試作品を受領した日です。金型は試打ちの段階で発注者限定品となっているので転売不可のため納品扱いとされています。

■ 誤解事例



発注者は検収が終わらないことを理由に金型代金を支払ってくれません。

金型納品後にテスト成形(数万ショット・数ヶ月)が終わらないことを理由に金型代金を支払ってくれません。



◇ 法律的根拠

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取適法) 第3条第1項

製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日(役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。)から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(2) 前金払い

■ 基本的な考え方

金型は転売不可なオーダーメイド品で納期が長い製造品だからです。

【モデル取引基本契約書】

- ・ 個別契約成立時 目的物代金の3分の1相当額
- ・ 第1次トライアル時 目的物代金の3分の1相当額
- ・ 目的物引渡し完了時 目的物代金の残額の分割払

<参考>

(一社)日本金型工業会ホームページ
ホーム>お知らせ>「金型取引基本契約書」改訂のご案内(2025年2月19日)
<https://www.jdmia.or.jp/news/>「金型取引基本契約書」改訂のご案内/

◇ 経済産業省の考え方

「素形材産業取引ガイドライン」
(令和7年11月改訂)より(P56)

金型等の製作過程での初期費用が大きく、製造期間等が長期にわたるものにおいては、委託事業者は、中小受託事業者から要請があつた場合には、金型等の製造の進捗状況に応じて前払金を支払うよう努めること。また、委託事業者・中小受託事業者間で協議の上、契約書に明記することで事前にルール化すること。

(3) 手形等支払の禁止

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取適法)では、対象取引の製造委託等代金の支払手段として手形を交付することは禁止されています。

また、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難であるものを使用することは禁止されています。(取適法第5条第1項第2号)。

◇ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取適法) 第5条第1項柱書、同項第2号

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為(役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 (略)

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと(当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。)

2 金型図面・加工データ(知的財産)

- ◇ 「振興基準」(令和7年10月1日:令和8年1月1日施行)より
10 知的財産の保護及び取引の適正化

10 知的財産の保護及び取引の適正化

(1) 委託事業者及び中小受託事業者は、「知的財産取引の適正化について」(令和3年3月31日 20210319中庁第6号)を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」(以下「知財ガイドライン」という。)に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等(知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等(ノウハウを含む。))をいう。以下同じ。)に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、知財ガイドライン附属資料「契約書ひな形」の活用を推奨する。

- ◇ 中小企業庁 知的財産取引検討会
「知的財産取引に関するガイドライン」
(令和8年1月改正)より(P12)
(3) 金型設計図面等の提供
(基本的な考え方)

【あるべき姿】

製造委託の目的物とされていない、金型の設計図面、CAD データその他技術データの提供を、当事者の意に沿わない形で強制してはならない。
当該技術データ等の提供を求め、又はこれを利用する場合には、製作技術やノウハウの創造に要した費用、人件費等を含む相当な対価を支払わなければならない。

- ◇ 経済産業省の考え方
「素形材産業取引ガイドライン」 (令和7年11月改訂)より(P61)

① 図面・ノウハウの提供要請

図面・ノウハウの流出そのものは取適法により規制されるものではない。しかし、取適法の適用対象となる取引を行う場合には、発注書面に記載されていないにもかかわらず、委託事業者が中小受託事業者に対して金型図面、製造ノウハウ、特許権等の知的財産権を無償で提供させる行為は、中小受託事業者の利益を不当に害するものであり、取適法上の「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」に該当する(取適法第5条第2項第2号)。この規定は、委託事業者が自己の利益のために、金銭・役務・知的財産などの経済的価値を中小受託事業者は無償で提供させることを禁止するものであり、図面やノウハウの無償譲渡もその対象に含まれる。

「素形材産業取引ガイドライン」 (令和7年11月改訂)より(P63)

④ 図面・ノウハウの提供に関する対価の設定

委託事業者が図面やノウハウの提供を中小受託事業者に求める場合には、別途対価を支払うか、発注内容にその提供を含むことを明示した上で、適切な対価を中小受託事業者との十分な協議の上で設定すること。

- ◇ 経済産業省指針
(経済産業省製造産業局、
経済産業省商務情報政策局)
「金型図面や金型加工データの意図
せざる流出の防止に関する指針」
(平成14・06・12 製局第4号)

金型図面等の授受により、相手側のノウハウ等を知り得る場合には、当該ノウハウ等に関する対価の考え方を正當に明確化するよう努めること。

3 秘密保持契約(NDA)

■ 秘密保持契約の問題

秘密保持契約を締結することになりましたが、発注者から提示された契約書の内容は「双方が守る」ではなく、当方だけが守るといった一方だけが守らせられる「片務契約」となっており、この内容でなければ発注できないと言われました。

- 法令を遵守している企業は片務契約を求めることはございません。
- 中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン」では、「一方当事者のみが秘密保持義務を負う内容のものであってはならない」としています。さらに政府関係閣僚と経団連会長、日商会頭、連合会長が推進している「パートナーシップ構築宣言」でも「片務的な秘密保持契約の締結は求めません」を推奨宣言内容としています。

- ◇ 中小企業庁 知的財産取引検討会
「知的財産取引に関するガイドライン」(令和8年1月改正)より(P8)
1. 契約締結前(取引交渉段階・工場見学等) (基本的な考え方) イ 秘密保持契約の締結

【あるべき姿】

当事者の意思に反するような形で事前に秘密保持契約を締結することなく、取引交渉や工場見学等、相手方のノウハウや技術上又は営業上の秘密等を知り得る行為をしてはならない。この場合において、一方当事者のみが秘密保持義務を負う内容のものであってはならない。

一方、秘密保持契約を締結する場合においても、当事者が機密保持契約を締結する目的に照らして、必要以上に秘密情報を提供する企業の事業活動を制限しないように配慮しなければならない。

4 困っている金型見積もり

■ 発注のご意志がない見積もり依頼

発注の予定がないまま形式的に金型見積もりをご依頼いただくケースがあり、担当者が深夜まで対応を迫られるなど、働き方改革に逆行する事態が発生しております。

■ 無料対応の慣習の悪用

金型見積もり作成は一般に無償とされておりますが、それを前提に多数の金型見積もりのご依頼が寄せられることで、人的コストが増大し、経営への影響も無視できない状況です。

■ 値引き交渉のみの材料としての利用

金型見積もりを、適正価格の確認ではなく単なる価格交渉の手段として用いられると、過度な値下げ圧力が発生し、中小金型製造業者の利益が大きく損なわれてしまいます。

■ 指定フォーマットの強制

発注者様ご指定の形式での金型見積もりの提出を求められることで、受注側では自社システムが活用できず、非効率な手作業が発生し、本来業務に支障が出ることもあります。

◇ 経済産業省の考え方 「素形材産業取引ガイドライン」 (令和7年11月改訂)より(P73)

一般的に、見積もりは取引の前段階で行われるプロセスであり、取引の条件や価格を事前に明示するための文書や情報である。見積もり作成にも人件費等の諸費用がかかっており、例えば、見積もりの乱発・無償での見積もり対応などにより、受託事業者側に負担が生じたり、仮に成約率が低い場合、業務効率やコスト面で問題となる。また、見積り内容の漏洩リスクとして、他社の見積り内容を参考にする、あるいは競合に開示するなどの行為が起こることがあり、公正な競争が損なわれるおそれがある。

5 改造・修理・メンテナンス・設計変更

■ 具体的事例の対応方法

- ・ 量産時の摩耗、成形条件等によりバリ、クラック等が発生した場合に必要な修理費については、発注者側の負担となります。
- ・ 量産によりシボ面のツヤ変化が大きくなり、そのまま継続すると品質基準を外れる事が予測されるため、発注者の指示で洗浄・ブラスト処理を行った場合のメンテナンス費は、発注者側の負担となります。
- ・ 発注者の都合による設計変更で発生したコストは、発注者側の負担となります。例えば、工程増加に伴う人件費やチャーター便の費用などが含まれます。
- ・ ファーストトライ後の無償修正は金型寸法が外れている場合であり、金型寸法が合っている場合の修正は有償が原則です。
- ・ 改造、修理などの費用発生案件は注文書の受領を必須として、書面通知が無い場合、作業を行わない(口約束NG)。

◇ 経済産業省の考え方 「素形材産業取引ガイドライン」 (令和7年11月改訂)より(P53)

② 中小受託事業者により直しを求める場合
検収の結果、中小受託事業者が無償でやり直しを求める場合においては、納品者が取適法第4条の給付の内容(仕様等)を満たしておらず、その原因が中小受託事業者の責めに帰すべきものであることが必要である。

取適法の適用対象となる取引を行う場合には、給付の内容が明確でない場合に、中小受託事業者から給付の内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、委託事業者が正当な理由なくこれに応じず、必要な追加費用を負担することなくやり直しをさせる場合には、取適法上の「不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止」に該当する(取適法第5条第2項第3号)。

さらに、委託事業者が、給付の受領以前に発注内容の変更(設計変更等)を行い、追加費用を負担せずやり直しを求める場合も同様に「不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止」に該当する(取適法第5条第2項第3号)。

6 賢い金型発注方法(パートナーシップの構築)

仕事を出すから機械を空けておいてと言われましたが、いつまでたっても発注書が交付されないで、仕事の空白期間が生じ経営を圧迫して困っています。
状況によっては受注を辞退せざるを得ない場合があります。

事前の金型構想図に関する相談あるいは製品設計に関連する金型製作上の相談は、知的財産に関する事柄なので費用が発生します。ですから、まずは注文書を発行して頂かなければ、金型メーカーは相談あるいは製造作業に取り掛かることができません。
もちろん金型完成後の改造に関する事柄等もまずは注文書の発行が最優先となります。



一般社団法人 日本金型工業会

経営労務委員会・金型取引改善分科会

2026年1月改訂